

青森県報

号外第四十九号

令和七年
五月十九日
(月曜日)

目 次

選挙管理委員会

○西目屋村長選挙における当選の効力に関する審査の申立てに係る裁決……………(事務局)…一

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十三号

令和七年二月九日執行の西目屋村長選挙における当選の効力に関し、中津軽郡西目屋村大字田代字神田二四四番地七、齊藤晃ほか二名から提起された審査の申立てに対し、次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十五条の規定により告示する。

令和七年五月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

裁 決 書

青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田244番地7
審査申立人 齊 藤 晃
青森県中津軽郡西目屋村大字村市字稲葉106番地1
審査申立人 檜 山 重 昭
青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田102番地4
審査申立人 三 上 昭 久

審査申立人(以下「申立人」という。)から令和7年3月6日付けで提起された令和7年2月9日執行の西目屋村長選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立て(以下「本件審査の申立て」という。)について、青森県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、以下のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選人桑田豊昭(以下「桑田候補」という。)の当選の効力に関する異議の申出(以下「本件異議の申出」という。))について、西目屋村選挙管理委員会(以下「村委員会」という。))が行った本件異議の申出を棄却する決定(以下「原決定」という。))を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消すとともに、桑田候補の当選を無効とする裁決を求めて本件審査の申立てを行ったものである。

その理由とすると、次のとおりである。

桑田候補と田村隆候補(以下「田村候補」という。))の得票差はわずか3票であることから、全ての投票用紙の再点検及び再集計を行い、当選の効力の確認をすべきである。

原決定において、「その後、決定箋へ押印してもらった際に、正誤を確認するため、有効票及び無効票の全ての票を立会人に確認してもらい、決定箋に確認済の押印を行っている。」とあるが、事実とは異なる。具体的には田村候補が届け出た選挙立会人が票の点検を行っている最中に、選挙長が選出した別の選挙立会人が、点検の終わっていない票の束を裏返すとともに、もう時間がないとの趣旨の発言を行い、田村候補が届け出た選挙立会人に対し決定箋への押印を誘導したものである。

裁決の理由

当委員会は、申立人から提出された審査申立書が適法なものと認められたため、これを受理し、村委員会からは弁明書の提出を求め、これを徴し、申立人に送付した上で反論書の提出を求め、これを徴した。また、村委員会に関係書類の提出を求めるとともに、本件選挙の選挙立会人であった申立人三上昭久(以下「選挙立会人A」という。))以外の2名の選挙立会人に聞き取り調査

を行った。さらに、令和7年4月23日に、西目屋村役場内において、村委員会が保管する本件選挙の全投票について職権により提出を求め、村委員会委員長の立会い及び申立人3名他1名の参観のもとに、その梱包及び封印に異常のないことを確認した上で、開投点検を行った。

開投点検においては、提出を求めた投票の数が選挙録記載のとおりであることを確認した上で、全ての投票の記載内容について、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第68条の規定に反しない限りにおいて法第67条後段の規定の趣旨に則り、その効力及び帰属について厳正公平に検討した結果は、次のとおりである。

1 有効投票及び無効投票の束ね方並びに投票の効力決定箋について

各候補の有効投票は50票ずつ輪ゴムで留められ、端数分と合わせて各計9束がさらにまとめて輪ゴムで留められており、計9束の一番上に投票の効力決定箋（以下「決定箋」という。）が載せられていた。

無効投票は、無効投票の事由ごとにまとめられ、それぞれの上に決定箋が載せられてクリアで留められていた。

なお、全ての決定箋には、本件選挙の選挙長（以下「選挙長」という。）及び3名の選挙立会人による押印がされていた。

2 投票の効力について

投票の記載内容について確認した結果、詳細な検討を要する投票はなく、投票の効力については選挙長が決定したとおりであると認められた。

3 投票の混入について

桑田候補及び田村候補の有効投票には、それぞれ他候補の有効投票は混入していないことを確認した。

4 各候補の有効投票数及び無効投票数について

桑田候補及び田村候補の有効投票数並びに無効投票数は、選挙会の決定から異動はなく、選挙録記載のとおりであることを確認した。

以上の結果から、選挙会が決定した各候補者の有効投票数及び無効投票数に相違はなかった。

なお、本件選挙は、法第79条の規定により、開票事務は選挙会事務に併せて行われる旨が告示されている（令和7年2月4日付け西目屋村選挙管理委員会告示第15号）ことにより、開票管理者、開票立会人は、それぞれ、選挙長、選挙立会人とされ、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載されている。

一方で、申立人は、審査申立書において、選挙立会人Aが票の点検を行っている最中に、選挙長が選出した別の選挙立会人（以下「選挙立会人B」という。）が、点検の終わっていない票の束を裏返すとともに、もう時間がないとの趣旨の発言を行い、選挙立会人Aに対し決定箋への押印を誘導したものであると主張しているが、この主張については、村委員会が提出した弁明書に添付されていた選挙立会人A及び選挙立会人Bの聞き取り調査結果により事実ではなかったことが判明した。

また、申立人は、反論書において、選挙立会人Aが全ての投票を点検していないこと及び選挙立会人Bの個人的な背景により開票作業は瑕疵なく行われたとは言いがたいとして、改めて票の再点検をすることを求めているため、以下この主張について検討する。

投票の効力決定手続は、法第67条の規定により、開票管理者が開票立会人の意見を参考としながら決定することとされている。そのため、開票立会人は、「候補者の利益代表及び一般選挙人の公益代表の見地から開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、開票管理者を補助して、開票に関する事務に参画し、その公正な執行を確保することをその任務」としていることから、一党一派に偏せず、厳正公平な態度で開票に立会い、いやしくも開票を妨害し、選挙の公正を害するようなことは絶対慎むべきであるとされている。

当委員会が調査した結果、認められた事実等は、以下のとおりである。

(1) 本件選挙においては、2名の候補者（桑田候補及び田村候補）からそれぞれ選挙立会人となるべきものの届出があり、当該届出を受けて選挙長が届出された2名の者を選挙立会人に選任しているほか、選挙長が選挙立会人Bを、かつて村委員会事務局の職員として選挙事務の実務経験があり、選挙立会人の職務内容を熟知していることに加え、その人柄等を考慮して選任していること。また、計3名の選挙立会人は、全て西目屋村の選挙人名簿に登録されている者であり、法第76条に規定する要件を満たしていること。

(2) 村委員会は、3名の選挙立会人に対し全投票の点検するように説明しているが、この説明があつたにもかかわらず、選挙立会人A以外の2名の選挙立会人も、選挙立会人Aと同様、全ての投票は点検していないこと。

(3) 本件選挙の開票時には、3名の選挙立会人から投票の効力の決定に関して特段の意見表明はなく、選挙長が投票の効力を決定していること。

(4) 選挙立会人が決定箋へ押印する前には、開票事務従事者が選挙立会人に対して全投票の点検をしたかを確認することとされていること。そして、全ての決定箋には3名の選挙立会人により押印されており、選挙録にも3名の選挙立会人により署名されていること。

以上の事実から、3名の選挙立会人の選任に当たって違法な点はなく、また、本件選挙の投票の効力の決定にあたり、3名の選挙立会人から特段の意見の表明がなく、本件選挙の選挙長が投票の効力を決定し、選挙録に選挙長及び選挙立会人が署名をしていることを踏まえると、3名の選挙立会人は、全ての投票の点検を暗黙のうちに3名の選挙立会人で分担して行うという認識を形成しており、その上で全ての投票の点検は、分担して行われていたと考えられるから、本件選挙の開票事務は瑕疵なく行われていると判断される。

これらの結果から、本件選挙の開票事務は瑕疵なく行われ、また、選挙会が決定した各候補者の得票数に相違はなく、さらに、桑田候補と田村候補の得票数に異動はないことから、原決定を取り消し、桑田候補の当選を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張には理由がない。よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和7年5月13日

青森県選挙管理委員会
委員長 鶴岡真治

法第207条の規定により、この裁判に不服のあるときは、当委員会を被告として（青森県選挙管理委員会委員長が被告の代表者となります。）この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、仙台高等裁判所に訴訟を提起することができます。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十一円七十銭